

令和2年度

福島県環境審議会第2部会議事録

(令和2年11月27日)

1 日時

令和2年11月27日（金）
午前 10時30分 開会
午前 12時00分 閉会

2 場所

杉妻会館4階 大会議室牡丹

3 議事（審議事項）

福島県産業廃棄物税の今後のあり方について（答申素案）

4 出席委員

石庭寛子 河津賢澄 清水晶紀 高橋龍之（代理出席星一氏） 武石稔
武田憲子 中野和典 新妻和雄 西村順子 細谷寿江 渡邊明（以上11名、五十音順）

5 欠席委員

大迫政浩 小野広司 大堀武 崎田裕子 丹野淳 油井妙子（以上6名、五十音順）

6 事務局出席職員

橋本環境回復推進監兼環境保全担当次長
（環境保全総室）
高橋産業廃棄物課長
吉津主幹兼副課長 他

7 内容

（1）開会（司会：吉田産業廃棄物主任主査）

（2）議事録署名人

議事に先立ち、河津第2部会長から議事録署名人として石庭委員と細谷委員が指名された。

（3）議事（審議事項）

福島県産業廃棄物税の今後のあり方について（答申素案）

事務局（高橋産業廃棄物課長）から資料 1 から資料 6 により説明するとともに、以下のアのとおり、委員からの事前質問に対して回答した。

また、以下のイの質疑等があった。

ア 事前質問に対する事務局回答（高橋産業廃棄物課長）

渡邊委員からの事前質問への回答

- ① 資料 3 の 9 ページに、税を使った事業の実績として、県の産業廃棄物のリサイクル率の推移や石炭火力発電所のばいじんのリサイクル率の推移を示したほうが良いとの御意見をいただいています。

これについては、資料 6 に県内の産業廃棄物の再生利用率の推移（平成 18 年度の 39% から平成 30 年度の 51% と 12 ポイント上昇）を記載していますので、これを答申素案の中に追加したいと考えております。

- ② 資料 3 の 13 ページの税制度の課税の税率について、「現行 1 トン当たり 1,000 円という税率は、県内の企業活動に多大な影響を与えるものではなく」という記載の「多大」より「過大」という表現のほうが適切ではないかという御意見をいただいています。企業にとっては、1 トン当たり 1,000 円という税率はそれほど大きい額ではないという趣旨だと思しますので、これを踏まえて「多大」から「過大」に修正します。

- ③ 資料 3 の 14 ページに、自社最終処分場に搬入する場合の課税の特例について記載していますが、事業者の取組の前提として「今後、最終処分量の削減に不断に取り組み、環境への影響を最小に努める必要がある。」に「再生利用やリサイクル」を加えて、「最終処分量の削減や再生利用またはリサイクルに不断に取り組み」とする御意見をいただきました。しかし、再生利用は、最終処分量の削減の効果的な手法として一般的に行われているため、現行のままの表現とさせていただきたいと考えております。

- ④ 資料 3 の 15 ページ（4）の税の用途につきましては、これまで 6 項目でしたが、事務局として、産業廃棄物税の目的に適合した効果的な事業に使用すべき項目として「産業廃棄物処理業の振興」を追加して 7 項目としています。

この見直し前のものに対して、委員から、これまでの税の使い方に偏りがあるのではないかという御意見をいただきました。具体的には、「産業廃棄物の適正処理の推進」と「その他産廃税の目的に適合する事業」に全体の 68% の額が使われているので、偏っているのではな

いかとの御意見です。

これにつきましては、項目の順番を優先度の高い順に見直したり、先ほど申し上げた「産業廃棄物処理業の振興」を追加したりするなど見直ししております。毎年度の充当事業の選定には、優先順位①の排出抑制や②の再生利用の推進に効果的な事業を採択し、バランスがとれるよう運用したいと考えております。

- ⑤ 資料4の答申案概要版に、「特例事業者に対して最終処分量の削減を促しつつ、制度創設時の趣旨や今般コロナウイルス感染症による地域経済社会影響等」の箇所に「最終処分の削減に、再生利用」を加えたらどうかという御意見がありましたが、一般的に削減の手段の中に再生利用が行われているため、このままの表現とさせていただきたいと思えます。
- ⑥ 資料4の答申概要版の税の使途の箇所で、「産業廃棄物税の目的に適合した効果的な事業を構築していくべきである。」との表現がありますが、前回の審議会でいただいた御意見の修正が反映されていないため、「構築していくべき」を「使用していくべき」という表現に修正します。

イ 当日の説明に対する質疑等

【清水委員】

基本的にこの答申案に賛成ですが、いくつか確認と質問、意見を述べさせていただきます。

税制等検討会が強い見直しの必要性について言及をされていて、必要に応じて期間の途中の見直しを検討することが明記され、その理由は、今のコロナの現状が収まれば早めの見直しを検討するというふうに読み取れますが、その辺りを確認したいと思います。

渡邊委員の御質問で気付いたのですが、答申素案の「多大な影響」という文言を「過大」にする、次の「1万トンを超える大規模事業者」の場合の話が書かれているところに、「特定の納税者にあまりにも高額な税負担が発生する可能性があるため特例制度が設けられた」という記載がされていて、この二つの表現がいずれにも読めるので修正する必要があると思えますが、事務局の考えを伺います。

また、地方税制等検討会から特例制度の継続に対して批判的な趣旨の御意見がだいぶ出ていることから、今後、県は事業者の特例制度の継続が厳しいかもしれないということを前提にいろいろな対応を考えていくことが必要なのではないかと思えます。

【高橋産業廃棄物課長】

税制等検討会の中での見直しの意見について議論され、その前提となる状況とは、見直しが必要と判断した場合は、期間にとらわれずに見直すべきというところです。税制等検討会の結果は、具体的にはコロナウイルスの状況を踏まえて継続するとしましたが、次の5年間がずっと今の状態なのか、経済状況はどう変化していくのか、という部分は読めないで、そこは期間にとらわれずに必要なと判断した場合は見直すべきということでした。コロナウイルスに絞った結論ではなく、産業廃棄物税制度を取り巻く現状を含めて判断するということになるかと思えます。コロナウイルスの影響に関わらず、状況を判断する必要があると考えています。

また、資料3の中で、事業活動に「多大な」若しくは「過大な」影響を与える表現と、特定の事業者に対して影響を与える表現の矛盾について、税率は税制度の中で大きく捉えていて、全体として評価すべきと考えています。その中で税率は「多大」若しくは「過大」な影響を与えているわけではないという結論を総括したうえで、更に特例という流れになっているため、矛盾はないと考えています。今後に向けて、事業者に対して厳しい対応を求めていく状況にあるということ認識として持っていていただくことについては、御意見のとおりだと思えます。

今回の税制等検討会で議論された内容や、今後いただく答申の内容を対象事業者に十分伝達しながら対応していきたいと考えております。

【橋本環境回復推進監兼次長】

次長の橋本です。最後の清水委員からいただいた御意見、1万トンを超える事業者に対する特例制度については、10年前のパブコメや5年前の税制等検討会でも同様な御意見をいただいている、さらに今回も見直す機会ごとに徐々により厳しい御意見をいただいているという状況です。環境審議会での審議も最終的な決定をいただいた後に、私たちの考え方を、対象の4事業者に直接お話しし、事業者の方々の削減に向けた取組をしっかりと確認させていただいて、協議をしていくことをやらなければいけないと考えております。

【武石委員】

税制等検討会の結論と、今の議論を聞いて思うのですが、環境審議会は事業者に税を課するのが目的ではなくて、トータルとして産業廃棄物を削減して、そして再利用を促すのが目的であって、そのための予算とか費用を税として分担して貰う。だから対企業ではなくて、事業者とお互いに力を合わせて削減するという姿勢も大事だと思います。

累進課税的な考え方は大企業に厳しくなりますが、逆にトータルとしての産業廃棄物を減らす目的のため、特に大規模事業者は頑張ってもらいたいと思います。そのため、企業に社会的責任を促し、その特例制度で優遇した分のお金は産業廃棄物の処理や自社処分場に使い、廃棄物の抑制を更に進める趣旨であって、必ずしも大企業に優遇している訳ではないという考え方もあるのではないのでしょうか。企業がどのくらい排出抑制のためにお金を使っているのか、見える化したほうが税の優遇分プラス企業の社会的責任のための事業費が相当な額になるのであれば納得感が得られると思います。いろいろなことで利益を上げているから税を取るという視点ばかりになると、廃棄物を削減しようという企業側の意欲がなくなってしまうのではないのでしょうか。

もう一つ、税の用途は何の事業にいくら使い、それで廃棄物の排出が抑制されました、検討もできました、という納得感も必要なので、お互いに廃棄物を削減しましょうという目的をはっきりさせると良いと思います。

【河津部会長】

大変貴重な意見だと感じます。一方的に税を増やせばいい、しめつければいい、規制すればいいというものではありません。確かに産業廃棄物税は元々規制の観点から経済的手法として導入したという面がありますが、やはり最終的な目的は産業廃棄物を全体的に削減していくことです。これを見失ってはいけないというのは、そのとおりでと思います。事務局でもよく検討してもらいたいと感じました。

【渡邊委員】

税制等検討会で出されている累進課税的な税のあり方の廃止というのは、これは自社処分場を持つ事業者のことか、1万トンを超える事業者のことか、両方についての御意見なのかを確認させてください。素案の中で、税制等検討会の意見は最終処分量が年間1万トンを超える場合だけに限定するよう見えます。多分ばいじん等の関係なので自社処分があるところだと思っています。分かるような形でお願いできればと思います。

【高橋産業廃棄物課長】

税制等検討会の前回の意見と今回の意見をまとめて1万トンを超える部分に書かせていただいています。報告書の中では、前回の報告書も1万トンを超える部分の問題提起となっていますので、齟齬はないと思います。

あと、委員からいただいている二酸化炭素の排出量の多い、石炭火発業者の一部は、1万トンを超える特例納付事業者と自社処理を行って

る事業者が重複しているので、大丈夫だと思います。

【高橋委員代理星氏】

一般社団法人福島県産業資源循環協会の星と申します。本日は高橋龍之の代理で出席しております。答申案について、特に意見はございませんが、確認と要望がございます。

確認事項ですが、産業廃棄物税の推移の基金残高について確認させていただきます。令和元年度に8億3,627万4千円ほどあって、個人的にはちょっと多いと感じています。基金残高について県の考えをお聞かせ願いたいと思います。

要望事項ですが、税の使途の項目に産業廃棄物処理業の振興を今回改めて追加をしていただきました。協会として大変感謝していますが、過去5年間に24億円ほど産廃税が使われていますが、これまでも優良な処理業者の育成事業があったのですが、これについては、残念ながら2千万円弱と全体の1%に満たないような状況でした。来年度事業においては事業の中身の充実を図っていただきたいと思います。

【高橋産業廃棄物課長】

産業廃棄物税の推移ということで、直近の基金残高が令和元年度末で8億3,600万円という数字でございますけども、例えば元年度の決算額として4億2,000万円ですが、事業構築の当初予算額は令和元年度であれば6億円台の予算となっており、結果としていろいろな事情の中で決算が4億円になったということでございます。必要な事業が実施できる程度の残額は必要であると考えておりますが、一方で、どのような残額が適切かということについては、引き続き考えてまいります。

それから、処理業者の育成等や、来年度以降の事業で新たに設ける産業廃棄物処理業の振興について、事業を実施してほしいという要望に関しては、そのように進めていきたいと思います。

【河津部会長】

残額8億円が妥当なのか判断がつかないところではありますが、目的税ですから、いかに産業廃棄物の削減に向けた事業が非常に大切なのかということは皆さん共通の認識だと思います。是非、効果的な事業をいかにやるか、予算と決算の金額に差があるような話がありましたが、積極的に事業を進めていただければと思います。

この素案につきましては来月行われる全体会に報告するというようになりますので、御意見があれば反映させる形としたいと思います。

そうしましたら、大きな修正はないと思います。先ほどの資料6と、「過大」の言葉の修正だと思いますので、私が事務局と調整して報告し

たいと思います。私に一任していただけますでしょうか。

【各委員】

(異議なしの声)

【河津部会長】

ありがとうございます。それでは素案を修正した形で全体会で報告したいと思います。

事務局からスケジュールについてお願いします。

【高橋産業廃棄物課長】

今後のスケジュールについて説明いたします。

今後につきましては、本日御審議いただいた答申素案を、本日の御意見を踏まえて部会長と調整し、修正した後、12月21日の環境審議会全大会で答申案の検討をいただく予定でございます。なお、全体会は、この場所で午後1時30分から行います。

そして、答申案としてとりまとめましたら、今年中に答申をいただくスケジュールを考えております。どうぞよろしく願いいたします。

【河津部会長】

他に何かございますか。特になければこれで環境審議会第2部会を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

(3) その他

なし

(4) 閉会